

山県市男女共同参画推進条例 逐条解説



はじめに

近年、急激な少子高齢化や家族・地域社会の変化、価値観・生活様式の多様性など、社会情勢は大きく変化しています。また、労働人口の減少や地域における各種組織の担い手不足も懸念されています。このような状況を乗り越えるためにも、男女が互いに尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

国においては、平成11年、男女共同参画社会の形成に関する基本理念、国と地方公共団体及び国民の責務など定めた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また、県においては、平成15年、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方、県と県民及び事業者その他の団体の責務と役割などを定めた「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

山県市では、平成24年3月に「第2次山県市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、各種の施策に取り組んできました。その取組をより一層推進し、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画のまちづくりを目指し、豊かで活力ある山県市を築くため、「山県市男女共同参画推進条例」を制定しました。

前文

男女が、性別にかかわらず、個人として尊重され、個性と能力を十分発揮できる社会を実現することは、私たち山県市民の願いです。

しかしながら、多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行が存在し、社会活動における参画の機会や行動に制約を与えている状況があることも事実です。

一方、社会情勢の変化により、家族形態や働き方が多様化する中で、性別にかかわらず、人と人との絆を大切に、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要な課題です。

ここに、私たち山県市民は、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画のまちづくりを目指し、豊かで活力ある山県市を築くため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び目指す姿を定め、市、市民及び事業者の責務を明確にするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女一人一人が個性と能力を発揮して、もって新たな活力ある社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員⁽¹⁾として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 市民⁽²⁾ 市内に居住し、勤務し、又は在学する個人若しくは法人その他の団体をいう。
- （3） 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

【用語解説】

- （1） 「社会の対等な構成員」

男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係をもっています。

- （2） 「市民」

日本人だけでなく、外国人も含みます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 全ての人⁽¹⁾が、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる場において、性別による差別的取扱い⁽¹⁾を受けることなく、それぞれの個性や能力を発揮する機会が均等に確保され、個人として尊重されること。
- (2) 全ての人⁽²⁾が、性別による固定的な役割分担意識⁽²⁾又はその意識に反映された社会制度若しくは慣行によって社会活動が制限されることなく、互いに尊重し、協力し合いながら、自らの意思と責任において、多様な生き方⁽³⁾を選択できること。
- (3) 全ての人⁽⁴⁾が、社会の対等な構成員として、あらゆる方針の立案及び決定の場⁽⁴⁾において、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人⁽⁵⁾が、家族相互の協力と社会の支援⁽⁵⁾の下に、子育て、介護、家事その他の家庭生活⁽⁶⁾の役割を果たし、社会生活⁽⁷⁾においても対等に参画する機会が確保されること。
- (5) 男女共同参画が、国際的な理解や協調の下に行われること。

【解説】

- (1) 憲法（第13条、第14条）には、個人の尊重や法のもとの平等がうたわれていますが、実際には性別による差別的取扱いを受けたり、能力を発揮する機会を与えられなかったり、自らの意思で選択することが困難な場合があります。人権尊重からも、全ての人⁽¹⁾が、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる場において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるようにしていくことが必要です。
- (2) 社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識の影響により、個人としての生き方や活動の自由な選択が妨げられていることがあります。男女共同参画を推進し、自分らしい生き方を実現するためには、お互いを尊重し、協力し合うだけでなく、社会制度や慣行への配慮が必要です。
- (3) 男女共同参画社会を実現するためには、各分野における方針の企画、立案、決定、実施に至るまでの過程に、公的な機関だけでなく、職場や自治会等においても、男女が共に参画できる機会を確保することが必要です。
- (4) 男女共同参画社会を実現するためには、家族を構成する人たちが互いに協力すると共に、社会の支援を活用しながら、家庭生活はもちろんのこと、働くこと、地域活動への参加等を両立できるようにしていくなどの仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が必要です。
- (5) 男女共同参画社会を実現するためには、在住外国人とも多文化の相互理解に努め、良好な地域社会を築いていくことが望ましいです。

【用語説明】

(1) 「性別による差別的取扱い」

男女平等の理念は憲法第14条にも規定されていますが、男女差別をなくしていくことはとても重要なことです。ここでいう「差別的取扱い」とは差別の意図の有無に関係なく、性別を理由とした差別のことをいいます。

(例：採用、勤務条件等による男女不平等やセクシュアル・ハラスメント^{〈1〉}等の人権侵害^{〈2〉}など)

(2) 「性別による固定的な役割分担意識」

男女を問わず個人の能力等によって、役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由に、役割を固定的に分けてしまう考え方です。

(例：「男は仕事、女は家庭」「男性は主要業務、女性は補助業務」等は固定的な考え方により、男女の役割を決めてしまっています。)

(3) 「多様な生き方」

世の中の多数がしているからするのではなく、その人らしい生き方や個人の自由な活動をいいます。

(4) 「方針の立案及び決定の場」

市、職場、各種団体等における政策や方針の企画、立案、決定、実施に至る全ての過程をいいます。

(5) 「社会の支援」

家族の協力だけでなく、行政による公的サービスや企業、NPO、ボランティア等民間による支援により、社会全体で取り組むことをいいます。

(例：保育園、学童保育、労働時間の短縮、育児・介護休暇、介護保険制度、情報提供等)

(6) 「その他の家庭生活」

調理、掃除、洗濯、買い物、家の管理など家庭生活を行う上での様々な活動をいいます。

(7) 「社会生活」

仕事、学習、地域活動、ボランティア活動など家庭生活における活動以外の活動をいいます。

〈1〉「セクシュアル・ハラスメント」

相手の意思に反して、不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為をいいます。

〈2〉「人権侵害」

「人が人らしく社会活動を送ること・生きること」が、何らかの人的要因によって妨害されている状態をいいます。

(目指す姿)

第4条 ⁽¹⁾市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たり、次に掲げる事項を目指す姿とする。

- (1) 家庭においては、家族の一員として互いに人権を尊重し、子育て、介護、家事その他の家庭生活と社会生活を両立することができ、家族それぞれが性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方を選択できること。
- (2) 職場においては、個人の意欲、能力、個性等が適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進等に性別を理由とした差別がなく、育児、介護等の休暇を男女等しく取得することができ、男女が共に仕事と家庭生活を両立できること。
- (3) 地域においては、性別による固定的な役割分担意識による習慣やしきたりにとらわれず、地域活動や意思決定の場⁽²⁾に男女が差別なく参画できること。
- (4) 教育の場においては、個人の⁽²⁾人権が尊重され、性別にとらわれず、個性と能力⁽³⁾が生きる教育⁽³⁾が受けられること。

【解説】

(1) 家庭では、子育て、介護、家事といった家庭生活や自治会等の地域活動、仕等の社会活動を、男女のどちらかだけに負担を負わせるのではなく、それぞれが家族の一員として責任を持ち、互いを尊重し、助け合って生活できる場を目指していきます。

また、「女は大学に行かずに嫁にいけない」や「男が料理や洗濯をするのはみっともない」など、社会的、文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られた考え方で、子どもの生き方や家庭の協力体制を制限してしまわないよう見直していきます。

(2) 職場では、個人の資質が正当に評価され、採用や待遇などが性別による差別を受けない環境を目指していきます。また、それぞれが家庭生活と社会生活を両立できるように、育児や介護は女性のすることと決めつけるのではなく、育児や介護等の休暇も男女が共にとれる職場を目指していきます。

(3) 地域では、自治会やPTA等の集まりにおいて、役員は男性という先入観や、企画、立案、決定の場面への参加は男性、お茶くみや片付けは女性の仕事と習慣化されている場合があります。各分野における方針の企画、立案、決定、実施に至るまでの過程に、男女がともに参画できる場を目指していきます。

(4) 教育の場は、学校だけでなく、しつけを行う家庭や保育園に始まり、少年団、青少年育成会、職場、生涯学習など教育が行われるあらゆる場をいいます。こうした場では、性別による差別を受けないことはもちろん、個人の⁽²⁾人権差別がない、個性と能力⁽³⁾が生きることを目指していきます。

【用語説明】

(1) 「市」

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）に基づく、地方公共団体である「山県市」をいいます。

(2) 「個人の人権」

一人ひとりが、それぞれに固有の価値を持っており、自立した個人として尊重されるべきかけがえのない権利をいいます。

(3) 「個性と能力が生きる教育」

自ら学び、自ら考え、行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくみ、個性や能力を発揮する機会が確保される教育をいいます。

（市の責務）

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定⁽¹⁾し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者と連携し、及び協力を努めなければならない。

3 市は、男女共同参画を自らが率先して推進しなければならない。

【解説】

市は、市政全般にわたって男女共同参画の推進にかかわる施策を策定して、実施していかなければなりません。また、市民や事業者との連携に努め、自らが率先して男女共同参画を推進していく責務があります。

【用語説明】

（1）「施策を総合的かつ計画的に策定」

男女共同参画の促進に関する施策一般を行政だけでなく市民や事業者、教育関係者等と連携を図りながら、計画的に策定することをいいます。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる場において、男女共同参画の推進に積極的に取り組まなければならない。

2 市民は、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

市民は、市民である一人ひとりが、男女共同参画とはどういうことなのかを理解し、家庭や職場、自治会活動、学校の児童・生徒会活動、生涯学習などの場において男女共同参画を推進するよう、積極的に努める責務があります。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

事業者は、企画、立案、実施の一連の過程に男女が共に参画でき、仕事と家庭生活が両立できる環境を整えていくよう努める責務があります。

中小企業の多い山縣市にとって、職場環境の整備はとても難しいことだと思われませんが、職場環境を整えることで、よい人材や発想に恵まれるきっかけにしていく責務があります。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 全ての人は、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス⁽¹⁾その他の人権を侵害する行為⁽²⁾

【解説】

全ての人は、個人として尊重されなければなりません。

性別による差別的取扱いや性による暴力は重大な人権問題であり、決して許されるものではありません。これらの行為が犯罪行為であると認識し、男女が互いに人権を尊重して、個性と能力を発揮することができる社会にしていけるようにする必要があります。

また、公衆に表示する情報においては、こうしたことを助長する表現や連想させる表現なども行ってはならないことです。

【用語説明】

(1) 「ドメスティック・バイオレンス」

配偶者や恋人など親密関係にある、又はあった人から振るわれる身体的・精神的・性的な暴力のことをいいます。

(2) 「その他の人権を侵害する行為」

働く女性が妊娠や出産を理由に解雇や契約打ち切りされるなどのマタニティ・ハラスメントや、職場において上司が部下に対して行ういじめ・暴言などによるパワーハラスメントのほか、ストーカー行為、売買春、痴漢行為、性同一性障害であることによる人権侵害する行為などをいいます。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための⁽¹⁾基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するときは、市民の意見を聴くとともに、第15条に規定する山県市男女共同参画推進審議会に⁽²⁾諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、これを公表しなければならない。

【解説】

市長は、市の男女共同参画の推進状況を踏まえ、男女共同参画を推進していくための施策を総合的かつ計画的に取り組むよう、基本的な計画を定めることを規定しています。計画を策定するに当たっては、市民の意見や男女共同参画推進審議会（現在は男女共同参画推進懇話会）の意見を聞いて案を策定することとしています。

【用語説明】

(1) 「基本的な計画」

国の基本計画及び都道府県の計画を考慮して策定します。市の基本理念にのっとり、市の特性に合った施策を行うことにより、男女共同参画社会の形成を目指す計画をいいます。

なお、本市では、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成19年3月に「山県市男女共同参画プラン」（平成19年度から平成23年度）を策定しました。平成24年3月には、更なる推進を目指し、現在は「第2次山県市男女共同参画プラン」（平成24年度から平成28年度）を策定しています。

(2) 「諮問」

一定の機関（諮問機関）に対し、法令等定められた事項についての意見を聞くことをいいます。意見を聞かれた諮問機関は、諮問事項について調査審議し、意見を答申します。諮問をした機関は、その答申内容に縛られるものではありませんが、できるだけこれを尊重します。

(1)
(積極的格差是正措置等)

第10条 市長は、審査、審議又は調整等を行うための審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、基本計画に掲げる委員構成における男女比率の目標値の達成を目指すものとする。

2 市は、あらゆる分野の活動において、市民及び事業者と協力して、男女間に参画する機会の格差が生じないように、又は積極的に格差を是正するための必要な措置⁽²⁾を講ずるものとする。

3 市は、事業者における方針の立案及び決定の場において、男女が共同して参画する機会を確保するよう働きかけるものとする。

【解説】

男女共同参画社会を形成していくうえで、男女間の格差を是正することはとても大切な取組です。

(1) 市が設置している法律による附属機関や市長の諮問機関その他の委員会、審議会等の委員の選任に当たっては、基本計画（第9条の用語説明を参照）の目標値に合わせ、男女の委員数の均衡を図ることを目指します。

(2) 市は、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる場の活動において、男女共に参画する機会が確保されるよう、市民や事業所、各種団体等の理解が得られるための啓発を行い、協力して格差を是正していきます。

(3) 事業所においては、活動への参画だけでなく、方針の立案及び決定の場においても、男女が共に発言し、決定していける体制や女性の登用についても働きかけていきます。

【用語説明】

(1) 「積極的格差是正措置」

社会的・構造的な差別によって、不利益を受けている市民（女性・障がい者・外国人など）に対し、実質的な機会均等を確保するための措置のことです。

(2) 「措置」

事態に応じて必要な手続きをとることです。

（情報収集、分析及び公表）

第 1 1 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

【解説】

男女共同参画の推進に関する施策を実施していく上で、その時点での状況や課題を把握することが重要です。そのために、先進的な取組や国や県の動きなどの情報収集、必要に応じてアンケートによる市民の意見収集を行い、これらの情報を分析して施策を実施することが効果的であり、これを市に義務付けようとするものです。

また、基本計画（第 9 条の用語説明を参照）に基づいた施策の進捗状況を定期的に公表することを市に義務付けることにより、市の施策の進捗状況を市民等による関心を高めようとするものです。

（学習支援及び広報活動）

第 1 2 条 市は、市民及び事業者が男女共同参画についての関心と理解を深めるため、学習の支援及び広報活動を行うものとする。

【解説】

市民や事業者が、男女共同参画について、自らのこととして関心を持ち、理解を深めてもらうことが必要です。

そのために、市は、市民や事業者が行う男女共同参画についての学習を支援するとともに、広報紙・ホームページ・パンフレットなどによる広報啓発活動を行うことが重要であり、これを市に義務付けようとするものです。

（苦情及び相談への対応）

第 13 条 市長は、男女共同参画の推進を阻害すると認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女の人権侵害について、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携して、必要な支援を講ずるものとする。

3 市長は、前 2 項に規定する苦情又は相談の申出を受けたときは、必要に応じて、第 15 条に規定する山県市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

【解説】

市長は、男女共同参画社会の実現が阻害されと思われる施策などへの苦情や意見があった場合や、市民などから性に基づく人権侵害についての相談があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な処置をすることとしています。また、市民や被害者などが相談や苦情を出しやすい環境を整えるとともに、案件によっては、審議会の意見も参考にしていきます。

（推進体制の整備等）

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内組織の整備、強化に努めるものとする。

第3章 男女共同参画推進審議会

(審議会の設置)

第15条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、山県市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて、調査、審議及び答申をする。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画の実施状況及び進捗状況に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する施策の重要事項に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 男女それぞれの委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 教育関係者の代表
- (5) 人権擁護関係者の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第18条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(審議会の運営等)

第19条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

男女共同参画の促進に当たっては、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる場における取り組みが必要であるとともに、広い視野に立った多面的な判断が必要となってきます。

第1条の目的を達成するための体制として「男女共同参画推進審議会」を設置するものです。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

山県市男女共同参画推進条例制定までのあゆみは次のとおりです。

(1) 山県市男女共同参画推進懇話会による審議

学識経験者、地域代表者、公募委員及び行政関係者の委員で構成された「山県市男女行動参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）」において、平成24年8月24日の第1回懇話会から延べ20回にわたり審議し、条例案及び逐条解説案をまとめました。

(2) 山県市男女共同参画推進本部による審議

懇話会においてまとめた条例案及び逐条解説案については、「山県市男女共同参画推進本部」においても審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

平成27年1月9日から平成27年1月30日まで、山県市ホームページ掲載及び担当課窓口での閲覧、配布によるパブリックコメントを行いました。

(以下未定)

(4) 市議会による審議

「平成27年第1回市議会定例会」において審議され、平成27年3月20日に議決されました。

(5) 公布

平成27年3月20日に公布し、施行となりました。

【用語解説集】

か行

基本的な計画 (P 10 記載)

国の基本計画及び都道府県の計画を考慮して策定します。市の基本理念にのっとり、市の特性に合った施策を行うことにより、男女共同参画社会の形成を目指す計画をいいます。

なお、本市では、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成 19 年 3 月に「山県市男女共同参画プラン」(平成 19 年度から平成 23 年度)を策定しました。平成 24 年 3 月には、更なる推進を目指し、現在は「第 2 次山県市男女共同参画プラン」(平成 24 年度から平成 28 年度)を策定しています。

個人の人権 (P 5 記載)

一人ひとりが、それぞれに固有の価値を持っており、自立した個人として尊重されるべきかけがえのない権利をいいます。

個性と能力が生きる教育 (P 5 記載)

自ら学び、自ら考え、行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくみ、個性や能力を発揮する機会が確保される教育をいいます。

さ行

諮問 (P 10 記載)

一定の機関(諮問機関)に対し、法令等定められた事項についての意見を聞くことをいいます。意見を聞かれた諮問機関は、諮問事項について調査審議し、意見を答申します。諮問をした機関は、その答申内容に縛られるものではありませんが、できるだけこれを尊重します。

社会生活 (P 3、P 5 記載)

仕事、学習、地域活動、ボランティア活動など家庭生活における活動以外の活動をいいます。

社会の支援 (P 3 記載)

家族の協力だけでなく、行政による公的サービスや企業、NPO、ボランティア等民間による支援により、社会全体で取り組むことをいいます。

(例：保育園、学童保育、労働時間の短縮、育児・介護休暇、介護保険制度、情報提供等)

社会の対等な構成員 (P 2、P 3 記載)

男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係をもっています。

人権侵害 (P 4、P 9、P 13 記載)

「人が人らしく社会活動を送ること・生きること」が、何らかの人的要因によって妨害されている状態をいいます。

性別による固定的な役割分担意識 (P 1、P 3、P 5 記載)

男女を問わず個人の能力等によって、役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由に、役割を固定的に分けてしまう考え方です。(例:「男は仕事、女は家庭」「男性は主要業務、女性は補助業務」等は固定的な考え方により、男女の役割を決めてしまっています。)

性別による差別的取扱い (P 3、P 9、P 13 記載)

男女平等の理念は憲法第14条にも規定されていますが、男女差別をなくしていくことはとても重要なことです。ここでいう「差別的取扱い」とは差別の意図の有無に関係なく、性別を理由とした差別のことをいいます。(例:採用、勤務条件等による男女不平等やセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害など)

セクシュアル・ハラスメント (P 4、P 9 記載)

相手の意思に反して、不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為をいいます。

施策を総合的かつ計画的に策定 (P 7 記載)

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策一般を行政だけでなく市民や事業者、教育関係者等と連携を図りながら、計画的に策定することをいいます。

積極的格差是正措置 (P 11 記載)

社会的・構造的な差別によって、不利益を受けている市民(女性・障がい者・外国人など)に対し、実質的な機会均等を確保するための措置のことです。

措置 (P 11、P 13 記載)

事態に応じて必要な手続きをとることです。

その他の家庭生活 (P 3、P 5 記載)

調理、掃除、洗濯、買い物、家の管理など家庭生活を行う上での様々な活動を行います。

その他の人権を侵害する行為 (P 9 記載)

働く女性が妊娠や出産を理由に解雇や契約打ち切りされるなどのマタニティ・ハラスメントや、職場において上司が部下に対して行ういじめ・暴言などによるパワーハ

ラスメントのほか、ストーカー行為、売買春、痴漢行為、性同一性障害であることによる人権侵害する行為などをいいます。

た行

多様な生き方 (P 3、P 5 記載)

世の中の多数がしているからするのではなく、その人らしい生き方や個人の自由な活動をいいます。

ドメスティック・バイオレンス (P 9 記載)

配偶者や恋人など親密関係にある、又はあった人から振るわれる身体的・精神的・性的な暴力のことをいいます。

は行

方針の立案及び決定の場 (P 3、P 11 記載)

市、職場、各種団体等における政策や方針の企画、立案、決定、実施に至る全ての過程をいいます。